

「第10次山口県交通安全計画」の概要

1 計画策定の趣旨

交通安全対策基本法に基づき、「山口県交通安全対策会議」において、県計画を作成

2 計画の位置づけ

- 交通安全対策基本法第25条に基づく県計画
- 「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の施策別計画

3 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

4 基本目標

「交通安全県やまぐち」を実現するため、人命尊重の考え方立って、交通事故のない社会を目指す。

5 推進上留意すべき事項

- 交通社会の三要素(人、交通機関、交通環境)の考慮
- 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 地域ぐるみの交通安全対策の推進

6 施策の方向

- 交通安全思想の普及徹底
- 通学路等における交通安全対策の推進
- 交通事故から高齢者等を守る対策の推進
- 救助・救急活動、被害者支援の充実
- 公共交通の安全確保

7 目標指標

- 道路交通
平成32年までに交通事故死者数50人以下を目指す。
平成32年までに人口10万人当たりの人身事故発生件数350件以下を目指す。
- 鉄道交通
乗客の死者数ゼロを目指す。
平成26年度と比較して運転事故全体の死者数2人以下を目指す。
- 踏切道
踏切事故件数ゼロを目指す。

8 計画の内容

(1) 道路交通の安全

①交通安全思想の普及徹底、②道路交通環境の整備、③安全運転の確保、④道路交通秩序の維持、⑤車両の安全性の確保、⑥救助・救急活動の充実、⑦被害者支援の充実と推進、⑧研究開発の充実

(2) 鉄道交通の安全

①鉄道交通環境の整備、②鉄道交通の安全に関する知識の普及、③鉄道の安全な運行の確保、④鉄道車両の安全性の確保、⑤救助・救急活動の充実、⑥被害者支援の推進、⑦鉄道事故等の原因究明と再発防止

(3) 踏切道の交通の安全

①踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設整備の推進、②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施、③踏切道の統廃合の促進、④踏切道の交通の安全と円滑化を図るためのその他の措置